

## 第3回全国健康保険協会船員保険協議会議事録

### 第3回全国健康保険協会船員保険協議会

開催日時：平成21年12月7日（月）16：00～17：00

開催場所：全国都市会館

出席者：岩村委員、大内委員、大谷委員、小坂委員、佐々木委員、清水委員、高橋委員  
田中委員、野川委員、三木委員（五十音順）

議題：1 平成21年度の事業計画及び予算【船員保険事業】について  
2 定款及び運営規則の一部改正について  
3 その他

委員長 お待たせいたしました。おそろいでございますので、ただいまから、「第3回船員保険協議会」を開催いたします。

初めに、きょうの委員の出欠状況、資料の確認を事務局の方からお願いしたいと思います。

事務局 本日の委員の出欠でございますが、江口委員、田付委員が欠席でございます。

続きまして、本日の資料の確認をお願いします。

本日、お手元にお配りさせていただいております資料は、

資料1「全国健康保険協会における船員保険事業の運営について」。

資料2「平成21年度全国健康保険協会事業計画及び予算【船員保険事業】（案）」。

資料3「全国健康保険協会定款」です。

参考として、「船員保険制度の見直しについて」。

資料4「全国健康保険協会運営規則」でございます。

御確認をお願いいたします。

委員長 資料の方はよろしゅうございますか。

それでは、早速、議事に入りたいと存じます。

事務局から、「全国健康保険協会における船員保険事業の運営について」ということ、そして「平成21年度全国健康保険協会事業計画及び予算【船員保険事業】（案）」というものを御用意いただいておりますので、これにつきまして、説明をいただきたいと思いま

す。

よろしくお願いいたします。

事務局 それでは、社会保険庁側から御説明をさせていただきたいと思います。

資料1と資料2について、まず、御説明をさせていただきたいと思います。

資料2に単年度の事業計画、予算、22年1月から3月までの事業計画と予算案を御提案させていただきます。

単年度の事業計画・予算を御審議いただく前に、全国健康保険協会における、船員保険事業の運営に関する基本的な考え方について、整理をさせていただいた方が良くと考えまして、資料1を準備させていただきました。

資料1から御説明させていただきたいと思います。

全国健康保険協会が、新たに1月から船員保険事業を運営するに当たっての基本的な考え方を整理させていただきました。

資料1の1ページ目の真ん中の参考のところがございますけれども、これが協会の理念ということで、基本使命とキーコンセプトが整理されているわけです。当然この理念に立脚することになるわけです。その上で船員保険事業の運営については、その四角の枠に囲った形の基本的な考え方で運営をさせていただいたらどうかという御提案でございます。

「船員保険事業を通じ、わが国の海運と水産を支える船員と家族の皆様の健康と福祉の向上に全力で取り組む」という考え方で、整理させていただいております。

船員保険法は昭和15年6月に施行されておりますので、ちょうど来年6月で法制度の施行70年という、非常に長い歴史を持つ制度でございますけれども、今回の制度改正におきまして、健康保険部分を核に、船員労働の特性に応じた独自上乗せ給付、それから船舶所有者に財源を負担いただく保健事業、福祉事業を担う制度として再編成、スタートすることになっておりますので、キーワードは、加入者の皆様の健康と福祉の向上ということで、整理をさせていただいております。

次の2番目のところでございますけれども、事業運営の日々の業務の遂行に当たっては、もう少し実務的な運営方針を整理させていただいた方がいいだろうということで、その四角の枠の中がございます、3つの柱を立てさせていただいております。

1つ目はニーズを踏まえた加入者本位のサービスの提供ということでございます。2ページ目をお開きいただければと思います。

1つ目の のところですが、船員労働の特性に応じた事業ニーズへの的確な対

応」ということで3つ小柱を出ささせていただいております。

当然のことながら、給付を迅速かつ確実に給付させていただくということ。あるいは保健事業、福祉事業を適切に実施するということがございます。

加えまして、3つ目の・のところに書かせていただいておりますのは、これまで、船員保険の福祉施設の検討小委員会で、福祉施設のあり方について御議論を重ねていただいていたわけでございます。その合意の1つとして、新制度の保健事業・福祉事業全般の今後のあり方については、協会において船員関係者の意見を聞き、幅広い観点から検討することが、1つのお約束になっておりますので、そういうことも踏まえまして、3つ目の・のところですが、**「加入者のニーズや船員関係者の御意見を踏まえ、保健・福祉事業がより実効性のあるものとなるよう、常に事業内容の見直し・改善に努めます」ということを記載させていただいております。**

それからその下の、2つ目の のところです。**「加入者の視点に立ったサービスの向上」ということ**でございますけれども、2つ目の・を見ていただきますと、事業運営の効率化、あるいは経費の節減ということも考慮いたしまして、船員保険事業を協会本部の船員保険部で、集中的に執行・管理するということ、基本にさせていただく予定でございます。

ただ、その分、全国各地におられます、加入者や御家族の皆様の利用に御不便が生じないように、例えば全国どこから東京の船員保険部にお電話をいただいても、市内通話と同じ料金でお問い合わせなり御連絡をいただけるような、0570方式の電話を採用させていただくといった工夫をさせていただきたいと思っております。

2番目の事業運営の柱でございます。**「透明かつ公正で効率的な事業運営」ということ**でございます。これについては、最初の にございますように、**「積極的な広報と情報開示」と**、ある意味で当たり前のことを書かせていただいたつもりでございます。

2つ目の のところでございますけれども、**「船員関係者の意見の適切な反映」ということ**で、本船員保険協議会におきまして、十分に御議論をいただく、その御議論などを通じ、関係者の御意見が事業運営に適切に反映されるように努めていくということを書かせていただいております。

さらに、そういうことを基本としながら、協会の運営委員会にも附議させていただく事項があるわけですが、そういう御議論などを通じて、より幅広く信頼に応えられるような事業運営に努めていきたいということを書かせていただいております。

次の3ページ目をご覧くださいければと思います。**「効率的な事業運営」ということ**で2

つ書かせていただいておりますけれども、1つが協会内部において、船員保険部門のガバナンス機能が適切に機能する組織運営に努めるということと、あわせて、本協議会は、ある意味で外部によるガバナンスの最も重要な役割を担っていただく組織でございますので、協議会の議論の事業運営への反映などを通じて、計画、実行、評価、改善という事業運営のサイクルをきちんと機能させていきたいというふうなことを書かせていただいております。

あとはコンプライアンス、個人情報の保護の徹底、監査といった、これも当然のことを書かせていただいております。

3番目の柱でございますけれども、「保険者として健全な財政運営」ということを柱に出させていただきます。

今後、1人当たりの医療費の増加傾向、あるいは海運、水産をめぐる厳しい経済環境なども踏まえますと、健全な財政運営ということが非常に大事になるということは、当然のことだと思いますので、そういうことをちゃんと保険者として担っていけるように、・のところに書かせていただいておりますけれども、「基礎データの収集・分析」「事業予算の執行管理の適正」、あるいは「必要に応じた保険料率の見直し」をさせていただいたり、積立金の適正な管理を行うということを通じて、「保険者としての健全な財政運営に努める」ということを記載させていただいています。

以上のような基本的な考え方に基きまして、資料2にございます、初年度の協会の事業計画と予算(案)を作成しております。

資料1の裏のところに、船員保険部門の組織図を出させていただきます。これもこの機会に御説明をさせていただきたいと思います。

船員保険部の中に企画グループ、給付グループ、管理グループという、3つのグループをつくって、それぞれ事務を配分するという形のほかに、右側に東京支部のレセプト部というのを書かせていただいております。レセプトの点検につきましては、専門知識なり経験を有する東京支部のスタッフのリソースを活用させていただいた方が効率的ではないかということで、レセプト点検業務につきましては、東京支部のレセプト支部に、船員保険関係の業務もお願いするという予定にしております。

以上が資料1でございます。

続きまして、資料2の御説明に入らせていただきたいと思います。

表紙をめくっていただきまして、「事業運営の基本方針」というところから整理させて

いただいております。お手元の資料2の1ページ目から3ページ目の上半分(3)までは、先ほど御説明させていただきました資料1と同じ内容でございますので、これは省略させていただきますと思います。

先ほど申し上げました、基本的な3つの方針に加えまして、21年度、22年1月から3月までは初年度でございますので、3ページ目の(4)と(5)に「(4)業務・サービスの円滑な移行」と「(5)新たな組織基盤の早期の確立」ということを、特に追加させていただきます。

(4)の2つのを見ていただきますと、初年度でございますので、積極的な広報や各種問い合わせにきちんと対応していくということを書かせていただいております。

もう一つ、被保険者証の切替えの問題がございます。被保険者証につきましては、現在の紙の形式から、プラスチックによる1人1枚のカード形式に変更させていただくということを既に御説明させていただいていると思いますけれども、今の被保険者証の有効期限が来年の8月末までございます。この期間は今の被保険者証を使っていただくことができるわけですが、来年8月までの間に、新しい被保険者証に切替えることを計画的に進めていくことを予定しております。

恐らく実際の切替えは、22年度に入ってからということになりますけれども、そのための準備を、1月から3月の間に進めていきたいと思っております。

新しい組織基盤の早期の確立ということで、非公務員型の組織ということで事業を運営していくこととなりますので、今の協会の組織風土や文化に早くなじむことも含めまして、組織運営をきちんとしていくということです。

例えば4ページ目のところになりますけれども、2つ目のでございますが、スタッフに対する研修を計画的・積極的に実施して、組織として専門性や業務サービス水準の向上に努めるということも、大事なことかと思っております。

以上、申し上げましたような、5つの事業運営の基本方針に則りまして、1月から3月、事業を実施させていただこうということです。

「重点事項」として書かせていただいておりますのは、4～6ページ目のところになりますけれども、もう少しそれを事項ごとに括ったものということで、1つ目の柱としては「保険運営の企画・実施」ということ。2番目が「船員保険給付等の円滑な実施」ということで、事業を整理させていただいております。

このあたりは、協会けんぽ本体の健保事業とかなりダブっているといえますか、同じよ

うな中身でございます。

6ページの3をご覧いただきたいと思います。「保健・福祉事業の着実な実施」ということを書かせていただいております。これは船員保険に特徴的な事業の重点事項ということで、整理させていただいております。「保健事業の効果的な推進」でございますとか、「(3)福祉事業の着実な実施」ということで、こういう事業については従来どおりの事業をきちんと継続してやっていくということ、記載させていただいております。

「4.組織運営及び業務改革」は、ある意味で当たり前のことだと思いますけれども、協会の一部門として、こういう組織運営や業務改革に取り組むということに記載させていただいております。

7、8ページは、今申し上げたようなことを事業体系として、事項として整理させていただいたものです。ご覧いただければと思います。

以上、申し上げましたような事業の裏打ちとして、予算として、どういうことを考えているのかというのが、9ページ目のところでございます。

9ページの御説明に入らせていただく前に、その次に1枚紙で横長の資料でございますけれども、参考として、「制度改革に伴う船員保険積立金の移管等の取扱い(案)」という資料がお手元にあるかと思っておりますので、それをご覧いただければと思います。

この積立金の処理でございますけれども、昨年12月末時点で、関係者で合意させていただいたところでございますけれども、その時点の推計としましては、今年12月末時点で新制度に移行していく際の積立金の見込みとして、1,309億円の積立金があるだろうということで、推計させていただいておりますけれども、直近で推計をし直しましたところ、1,243億円ということで、66億円ばかり積立金としては減っていくという見込みをしております。

ただ、これは実質的に新船保事業、あるいは協会に承継する金額が減るということではございませんので、その点また後ほど御説明させていただきます。

まず、積立金の推計額が減った理由でございますけれども、1つは20年度の決算と21年度の決算見込みにおきまして、当初の見込みよりも、24億円剰余金が多く発生する見込みということになっております。積立金もその分増加するというふうに見込んでおります。

一方で、減要因といたしまして、21年度の補正予算におきまして、失業給付がふえるだろうということで、失業給付の部分を増額させていただく。あるいは新しく雇用調整助成金の事業を措置いたしましたので、その分に伴う必要な措置ということが、1つの要素。

あと、年末年始をはさむ移行でございます関係で、当初、今年の11月分の保険料は、年内に国に入るということで整理していたわけですが、ここについては国ではなくて、1月早々に協会に11月分の保険料が入る関係上、年内の資金繰りということもございまして、一たん積立金から90億円を取り崩しまして、予算に繰り入れをさせていただきました。その分は積立金としては減少するというので、66億円、昨年末の時点よりも減少するという推計でございます。

実際、本年末に移管するに際しまして、どういうふうにこの積立金を取り扱わせていただくかということでございますけれども、労働保険の特別会計に移管する額につきましては、労災の方に983億円、雇用の方に22億円移管するというので、これは昨年末のお約束でございます。労働保険については、この移管額を前提に、新しい保険料率もセットされておりますので、これはお約束どおり移管をする。

あと協会に承継する部分につきましても、被保険者分の202億円につきましては、9月にお諮りいたしましたように、こういう額を前提に、被保険者分の保険料率をセットさせていただいているということでございますので、この額も変更しないということで、支払準備と福祉事業の部門の承継額におきまして、差額を調整させていただきたいと思っております。

ただ、積立金という形以外で協会に承継するものとして、73億円プラスアルファが見込めると思っております。この73億円の内訳としては、21年の4～12月分の収支差として、見通しておりますところだと、30億円の収支の黒字が見込めそうだということと、11月分の保険料として43億円が1月早々に協会の方に入っていくという予定になっております。

さらに、年内に福祉施設の譲渡が予定されておりますので、それに伴う収入がプラスアルファとして入りますので、これを協会に、積立金以外の剰余金等として承継させていただくことを予定しております。協会への実質的な承継額は、昨年12月の時点では、305億円というふうに見込んでいたわけですが、直近の時点では、311億円プラスアルファの承継の見込みということで、去年の見込みよりは若干増えるということです。これを新制度として大切に有効に使わせていただきたいと思いますと思っております。

こういうストックの処理を前提にいたしまして、フローである1月から3月までの、21年度の予算を整理させていただいたものが、資料2の9ページです。これにつきましては、松下補佐の方から御説明申し上げます。

事務局 資料2の9ページについて、御説明をさせていただきます。

平成 21 年度予算ということで、22 年 1 月 1 日から 22 年 3 月 31 日までの期間に係る案でございます。

まず、前提といたしまして、保険料率等について、22 年 1 月から 23 年 3 月までの 15 カ月間の財政収支を見通した保険料率を、先日、「第 2 回船員保険協議会」の方で御承認をいただいているところでございます。予算につきましても、15 カ月を見通した上で、1 月 1 日から 3 月 31 日までの予算ということで、今回、資料の方を出させていただいております。

収入の方でございますが、まず国の予算等とリンクする部分につきましては、これまでの国の予算の計算方法を踏襲しております。収入につきましては、「保険料等交付金」、「国庫補助金」、「国庫負担金」、「職務上年金給付費等交付金」が、国の予算の計算方法を踏襲しております。

また、支出につきましては、「保険給付費」、「拠出金等」、「介護納付金」につきまして、国の予算の計算方法を踏襲しております。

それぞれ御説明させていただきますと、収入の「保険料等交付金」でございます。保険料等交付金につきましては、1 月から 3 月までに、年金運用主体が徴収しました保険料が、協会の交付金として交付されますが、11 月分の保険料が、本来 12 月 31 日末日が納付期日ですけれども、お休みということで翌営業日 1 月 4 日が納付期日になります。1 月に収納したものについては、保険料等交付金として協会に交付されることとなりますので、11 月、12 月、1 月、2 月分保険料の 4 カ月分を計上しております。

次の「承継保険料」につきましては、先ほど説明がありましたように、4 月から 12 月までの船員保険特別会計での剰余が、約 30 億円見込めるところで、これにつきまして「承継保険料」として、協会の方に承継させていただきたいと考えております。

次の、「疾病任意継続被保険者保険料」につきましては、今後、協会が収納するという事で、その保険料額、約 3 億 6,500 万円を計上しております。

「国庫補助金」につきましては、給付費等補助金の 3 カ月分という形で、年間 30 億円の 3 カ月分、介護従事者改善臨時特例交付金などもございますので、それらの額を計上しております。

「国庫負担金」につきましては、協会で行います事務につきまして、事務費の負担金がありますので、その額を計上している。

次の「職務上年金給付費等交付金」につきましては、21 年 12 月 31 日までに発生した事

故に起因する職務上等の給付につきましては、今後も協会が支給することになりますが、それらにつきましては、労災保険料の方で負担しますので、労災勘定から交付金という形で交付されます。その額を見込んで計上しております。

「貸付金返済金収入」といたしまして、高額貸付ですとか出産育児一時金の貸付の返済が見込まれるところを、若干計上させていただいております。

次の「雑収入」のところに、1億1,400万円計上しておりますけれども、これにつきましては、2年前の老人保健拠出金の精算が行われますので、その精算額1億1,400万円が、協会の方に清算されるということで、その額を計上しております。

「積立金戻入（被保険者負担軽減分）」というところがございますけれども、これにつきましては、前回保険料率を御承認いただいた際に、被保険者の負担分につきまして、0.15%、積立金を取り崩して軽減するということを御承認いただいております。その被保険者の負担の軽減分、保険料収入の0.15%相当の金額を一たん積立金から取り崩しまして、収入の方に入れさせていただいております。収入につきましては、214億2,400万円という見込みを立てております。

また、支出の方でございますけれども、「保険給付費」といたしまして、76億300万円、拠出金等といたしまして、「前期高齢者納付金」のほか「後期高齢者支援金」「老人保健拠出金」「退職者給付拠出金」「病床転換支援金」がございますけれども、これらを合計いたしまして、41億1,500万円を計上しているところでございます。

「介護納付金」につきましても、10億6,700万円を計上しております。

「業務経費」でございますが、「保険給付等業務経費」といたしまして、被保険者証の発行、適用関係、給付関係の届書の入力、送付等、保険給付の決定等に必要な事務経費等を、こちらの方で計上させていただいております。

また、「レセプト業務経費」につきましては、レセプト点検に必要な経費、医療費通知に必要な経費、それらを見込んで計上しております。

「保健事業経費」につきましては、健診事業と保健指導上の必要な経費を計上しているところでございます。事業形態といたしましては、今、外部委託事業者へ委託して実施しているところでございますが、21年度については同様に、委託により実施することとして必要な経費を見込んで計上しております。

また、「福祉事業経費」でございますが、無線医療助言事業、洋上救急事業、保養事業等に必要な経費を計上しております。

最後に、「その他業務経費」につきましては、広報経費、保険者協議会等の必要な経費を計上しております。

次に、「一般管理費」ですが、「人件費」「福利厚生費」につきまして、今後、船員保険部、全国で45名の職員で実施していく予定をしておりますが、それらの職員の人件費、福利厚生費を計上しております。

「一般事務経費」でございますが、システム経費、事務室の借料、光熱費、備品等の必要な経費を計上しております。

「雑支出」のところに600万円ほど計上しておりますが、これは疾病任意継続被保険者の方に、保険料を還付する必要があるときに必要な経費ということで計上しております。

予備費を含めまして、約139億円の支出を見込んでいるところでございます。この139億と収入の214億との差、74億8,500万円が、21年度の協会での収入収支差、いわゆる剰余として見込まれるところでございますが、これにつきましては、先ほど積立金以外での協会への承継とほぼリンクするところでございまして、準備金繰り入れとして当該74億8,500万円を計上しているところでございます。

以上が、今回の収入支出の案でございますけれども、今日、資料の方はつけておりませんが、先ほど申しましたように15カ月を見通したということで、22年度につきましても、若干の剰余が見込まれるところであり、前回お諮りさせていただいて承認いただいております保険料率で、収支均衡がとれるということで、今回この案で資料の方を、提出させていただいているところでございます。

もう1点、こちらの方も資料をつけておらないんですけれども、今回、提案させていただいた予算の中で、システム経費や事務室の借料につきまして、複数年契約をする必要のあるものが若干あるところでございますけれども、複数年契約をする場合、協会の予算総則の方で、債務負担行為の手続をとる必要がありますので、複数年契約の必要のあるものについては、債務負担行為の手続をとらせていただきたいということを、申し添えさせていただきます。

事務局 長くなって恐縮ですが、2点だけ予算に関連して補足をさせていただきたいと思います。

1点は、支出の中の「福祉事業経費」でございます。3カ月分として、1億300万円予算計上させていただいております。このうち7,500万円につきましては、存続する福祉施設に対する支援経費ということで計上させていただいております。

これにつきましては、福祉施設の検討小委員会で、いろいろ御議論をいただいできてい  
るわけですが、以前からお話させていただいておりますように、年間3億円、1パ  
ーミルの保険料に相当する額を、存続福祉施設の支援経費として計上させていただいて、  
適切にその執行をさせていただきたいということを申し上げてきたわけです。21年度は3  
カ月分でございますので、そのうちの1/4をこの額の中に計上させていただいております。  
というのが1点目でございます。

もう1点、9ページの注のところに、「現時点での集計であり、今後変更があり得る」  
ということを記載させていただいております。これはどういう趣旨かと申しますと、先ほ  
ど御説明をさせていただいた中にもありましたけれども、21年度の補正予算で雇用調整助  
成金というのを計上させていただいております。これにつきましては、各船舶所有者から  
国土交通省に申請をいただいて、国土交通省で整理をして、社会保険庁に出していただく。  
それを受けて支出を行うというようになっているわけですが、年内に国土交通省に  
申請いただいた事案の処理が終わらない場合には、年内の分は協会でも引き継いで支出をし  
ていかざるを得ないのではないかというふうに思っております。

これは1月以降の事案については、雇用保険の方で新たに対応していただくことになり  
ますけれども、年内の分はそういう形で整理をしていただかざるを得ないということで、  
今、国土交通省の方に直近の処理状況をいろいろやりとりをして、確認をしているわけ  
ですが、結果によっては、この福祉事業経費の額を増額する必要も出てくるのかなと  
いうふうに思っております。

そういうことから、「現時点での集計で、今後変更があり得る」ということを書かせて  
いただいております。仮に計数を修正する必要がある場合には、各委員には個別に御報  
告させていただいて、処理手続を進めさせていただきたいと思っております。

以上、長くなりましたが、説明でございます。

委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました事業計画と予算についての提案に関しまして、  
御意見、あるいは御質問などをいただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたしま  
す。

では、清水委員、どうぞ。

清水委員 ありがとうございます。資料1で一番後ろに、参考資料というのがついてお  
ります。協会の船員保険部の組織ということで、図が描かれておりますが、これは本部の

組織図なわけですけれども、地方の方がどんな具合になっているのかということ、ふと今、思いまして、もし御説明できるようでしたら、参考までにお聞かせいただきたいというのが1点です。

もう一つは、電話で地方から本部に照会があったときに、市内通話料金で照会ができるという、これは大変結構なサービスをやっていたなと思って感謝申し上げます。このサービスは、いつからスタートすると考えてよろしいかということです。

というのは、特に12月に入ってから、地方の方からいろんな照会が来ておりまして、なかなか地方の地元で、いろいろなところに照会しても、よくわからないという御返事で、このまま正月が迎えられるのかといった声も出ています。組合にも照会の電話が、割に頻繁にかかってきている状況でございます。

もし、年内にこの番号を使って、0570で対応していただける準備ができていのであれば、これも早速流して、こちらの方にも直接かけて聞いてくださいというふうに対応したいと思っておりますので、そこら辺をお願いしたいと思います。

委員長 それでは、事務局、お願いいたします。

事務局 順番は前後いたしますが、清水委員、御指摘の2番目の点でございますけれども、これは残念ながら、1月からの切替えということで、今、準備を進めておりますので、12月については、恐縮ですけれども、現状と同じような形で問い合わせ対応等は、私ども社会保険庁の船員保険室が中心になりますけれども、やらせていただきたいということで、御了解いただきたいと思っております。

それから、第1点目の地方の支部での対応ということでございますけれども、初回あるいは第2回のときに申し上げたかもしれませんが、船員保険部門の職員の定数として45名という予定にしておるところでございます。このうち31名を全国健康保険協会、本部の船員保険部に配置させていただく。残る14名を、東京支部を含む船員関係者の多い支部に配置させていただくということで、予定しているところでございます。

したがって、原則として、問い合わせ対応、業務執行は、本部で集中的にやっていきたいと思っておりますけれども、船員の関係者の多い支部につきましては、船員保険のシステムの端末も配置して、問い合わせ対応をさせていただく。そういう対応をさせていただくことになるのではないかと考えています。

委員長 清水委員、どうぞ。

清水委員 どうもありがとうございました。

ちなみに船員の多い支部というのは、具体的にどこがというのは、決まっているんでしょうか。

事務局 それについては、また正式に決まりましたら、各委員に御報告させていただくということにさせていただきますでしょうか。

委員長 では、そのように事務局の方から、確認の御連絡をいただきたいと思います。

そのほか、いかがでしょうか。では、大谷委員、どうぞ。

大谷委員 感想でもよろしいでしょうか。

委員長 はい、結構でございます。

大谷委員 私は協会けんぽの東京支部の評議員もしておりますので、この船員保険と協会けんぽの両方に関わっていると言ってもいいと思いますが、全国健康保険協会で船員保険と協会けんぽの2つの保険をやるということについて、多少居心地の悪さを感じています。

前々回でしたか、高橋理事の方から、協会けんぽの保険料について、全国平均8.2%というお話がございました。協会運営委員会の資料を見ますと、その後の経済状況の悪化等で、協会けんぽの保険料率は、法定限度の10%近くまで行くであろうということで、政府の思い切った補助がなければ、法律附則で定められた暫定的な補助率の13%を超えて、本則上の20%近くまで政府の補助がなければ、協会けんぽの方は破綻するというような、かなり切羽詰まった状況にあるようです。

それに対して、船員保険の方は、収支が償うといった状況にあるということですので、一組織二制度とも言いましょうか、協会けんぽと船員保険とは成立の成り立ちも規模も全然違い、ポケットも違うのだから、これでいいのだと言われればそれまでですけど、同じ協会で行う2つの保険の収支があまりにも違いすぎるのではないかという印象を受けまして、このままでいいのかなという印象を抱きました。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

委員長 それでは、平成21年度の全国健康保険協会の事業計画と予算の船員保険事業部分につきましては、きょう御提案いただいた原案どおりということで了承しまして、私どもの船員保険協議会としては、意見はないということでよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

委員長 ありがとうございます。

それでは、次の議題に進みたいと存じます。次に事務局の方から、全国保険協会定款及び運営規則の船員保険事業に係る部分に関しまして、その一部を変更するという事で、御提案をいただいているところでございます。

資料も御用意いただいておりますので、それにつきまして、説明をいただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

事務局 それでは、資料3と資料4について、御説明させていただきたいと思っております。

まず資料3でございます。これは協会の定款でございますけれども、1月から船員保険事業が移管するに当たりまして、必要な修正ということでございます。

ポイントだけ御説明させていただきますけれども、1ページ目の2条です。これは船員保険事業ということで、目的に追加いたしております。

あと、あわせて文言の整理として、「被保険者等」という言葉の使い方を「加入者」という文言に整理しております。

第4条のところでございますけれども、協会の役員の規定でございます。これは19年の改正法におきまして、理事定数の増という措置が図られておりますので、これを定款上、明記するという修正でございます。

修正のところは、青字と赤字で記載させていただいております。

実質的なところといたしましては、5ページ目のところです。これは、健康保険業務ということで、協会けんぽ本体の業務でございますけれども、一番下の社会保険庁長官が厚生労働大臣にかかわるということでございます。これは、社会保険庁の廃止に伴う措置ということでございます。

そういう修正が幾つかございますけれども、7ページ目のところからでございます。船員保険事業を協会で処理するに際しまして、7章から9章までを追加させていただいております。

できるだけ、この部分を見れば、船員保険事業のやり方がわかるようにということで、3章を新たに追加をいたしております。

7章が船員保険協議会ということで、42条が船員保険協議会の設置をするという規定、43条が、船員保険協議会の委員に関する規定、44条が協議会委員の任期に関する規定。

次のところ、8ページ目をめくっていただきますと、協議会の職務の規定がございます。

8 ページ目のところで、定足数の規定、46 条。47 条のところで、それぞれ運営委員会の準用の規定を書かせていただいております。

内容的にはいずれも、これまで第 1 回の船員保険協議会でお話ししてきております内容を、条文として規定させていただいたというものでございます。

8 章のところは、船員保険業務ということで追加を、新しく章立てをいたしております。

48 条が船員保険業務ということで、これは法律から引っぱる形で、業務を列記させていただいております。

次の 9 ページ目でございますけれども、49 条として、広報及び保険料納付の勧奨等という規定を設けさせていただいております。

50 条として、協会による保険料の徴収。

51 条として、厚生労働大臣との連携という規定を入れさせていただいております。

9 章として、船員保険の料率についての規定を置かせていただいております。

52 条が一般の保険料率、53 条が一般保険料率の変更の規定、54 条が特定保険料率等の規定、55 条として介護保険料率の規定を置かせていただいております。

恐縮ですが、後ほど参考資料に沿いまして、特定保険料率と介護保険料率については、補足で御説明をさせていただきたいと思っております。

それから 11 ページ目のところでございますけれども、67 条を青字で書かせていただいておりますけれども、これも法律上の規定を受けての規定ということになります。協会におきまして、業務処理、経理処理を行うに際しまして、船員保険につきましては、ほかの経理と区分して特別の勘定を設けて、その整理をするという条を立てております。

あとは、最後、18 ページのところでございますけれども、別表の 5 と別表の 6 ということで、具体的な保険料率を記載させていただいておりますけれども、この点につきまして、お手元に参考資料というのが、その次の次あたりに出ているかと思っております。「船員保険制度の見直しについて」ということで、横長の資料でございます。

これにつきまして、松下補佐の方から、補足で説明をさせていただきます。

事務局 参考資料「船員保険制度の見直しについて」ですが、次回の運営委員会の方に、この資料で附議させていただく予定ということについて、御報告でございます。

資料の中で、最後の 4 ページ目でございますけれども、「船員保険料率について」ということで、前回、御承認いただいております保険料率について、改めて整理をしたものでございます。

資料の 2 / 3 ぐらいのところ、 の「疾病保険料率のうち、長寿医療制度支援金等に充てるための特定保険料率を 3.20%、保険給付費等に充てるための基本保険料率を 6.05%とする」という部分についてでございますが、前回の船員保険協議会において、疾病保険料率について、9.25%ということで御承認いただいた際に、その内訳に当たります特定保険料率と基本保険料率の明示をしておりませんでしたので、今回ここで明示させていただきたいと思っております。

もう一点、次の「40歳以上65歳未満の被保険者については、介護保険料率として1.34%、（労使折半）を疾病保険料率に上乘せする」という部分でございますが、介護保険料率につきまして、4月に納付いただく3月分保険料から2月分保険料までの収支を見込んでの料率としているところございまして、1月分と2月分については、現行と同じ1.34%とさせていただきたいと考えておりますが、これにつきましても、前回の船員保険協議会のおきにお諮りしておりませんでしたので、今回御了解いただきたく、資料の方を提出させていただきます。

最後におわびでございますが、一番下のところの「疾病保険料率に係る被保険者が負担する料率及び疾病任意継続費保険者が負担する料率を平成 23 年 2 月分まで 1.5%控除する」となっておりますが、0.15%の誤りでございます。申しわけございません。資料の方を訂正していただきたくお願い申し上げます。

事務局 引き続きまして、資料 4 について、御説明をさせていただきたいと思っております。

協会の運営規則の変更ということでございます。主に変わっている部分でございますけれども、2 ページ目から 3 ページ目にかけて、新しく第 3 章として船員保険業務の章を立てさせていただいております。

これにつきましては、協会けんぽ業務と同じような規定を、船員保険について規定させていただいているということで、内容的にはご覧いただければ、要は第 2 章に規定している各条文を船員保険業務について、新たに規定をさせていただいたということでございますので、内容については、医療機関等の指定でございますとか、療養の給付に要する費用、支払基金との契約等々の規定でございますので、細かな説明は省略させていただきたいと思っております。

以上でございます。

委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの御提案につきまして、御意見あるいは御質問等がありましたら、お出しいた

だきたいと思います。

では、大内委員、どうぞ。

大内委員 きょうの予定したものは、これで全部終わりですね。きょうのお話は。

事務局 議題として予定させていただいているのは、以上です。

大内委員 座長、1つだけ教えていただきたいのですが、私どもの方に、きょう船員保険福祉施設の入札で、船員保険会が落札したという連絡がございました。

そこで、健管センターを含め5保養施設は、船員保険会の所有ということになりました。

そこで、福祉事業を船員保険会が、そういう意味で今後も継続していくということで、これまでは別の場で、施設検討小委員会で、いろいろ論議をしてきたとおりですけれども、先ほど福祉施設あるいは福祉事業費として、1パーミル、大体年間3億円ぐらいの予定で徴収するというお話でした。

そこで、従来は、社会保険庁が業務委託をして、事業を進めてきた形態、形はそういうことになっています。そういう中で福祉施設を維持するというので、施設整備費なり、あるいは業務委託費なりということで、事業が立ち行くように社会保険庁との間でそういう契約をなされてきた。

今回、そういうことで新しい年になってから、社会保険庁はなくなってしまう。そういう中で福祉施設の事業としては、船員保険会が進めていこうということになるんですが、船員保険協議会と船員保険会との関係は、そういう意味でいうと、施設整備費なり等のお金がないと、福祉事業というのは、多分維持できないというふうに思います。

そういうことからしますと、今回の全国健康保険協会、とりわけ船員保険協議会と船員保険会との関係において、どんな形でどこに、そういうことできちんと福祉事業を維持させていくということで、いうならば補助金といいますか、そういうことは一体どういうところに根拠を置いて、そういう形がつくられていくのかということところが、今もってちょっと不明な部分でございますので、その辺について、ちょっと御説明をいただきたいというふうに思います。

委員長 では、事務局、お願いいたします。

事務局 それでは、先ほど若干簡単に御説明させていただいたものを、補足させていただきます。

福祉施設の取り扱いにつきましては、野川先生に小委員長をお願いしております施設検討小委員会において、検討が重ねられてきているわけです。存続施設に対する支援措置に

つきましては、幾つか合意事項が形成されております。

1つは引受先における経営改善努力を前提として、新しい船員保険制度において安定的な運営のために、必要な支援措置を行うということでございます。

2点目は、支援措置の具体的な内容については、今後、船員保険協議会において十分に協議の上、全国健康保険協会が実施をするということでございます。

それから、支援措置につきましては、存続施設全体として、これは福祉センターも含めてという趣旨でございますけれども、福祉センターも含む存続施設全体として、現状の規模を超えないということ。

この3点について、合意が形成されています。

今回の予算案では、このような合意を実施するという意味で、存続施設全体としまして、年間でいいますと1パーミルの保険料に相当する3億円を計上する。当初は3カ月分でございますので、先ほど申し上げましたように、7,500万円の予算措置でございますけれども、こういうものを福祉施設経営の支援に係る予算として計上いたしております。

予算案について、御了解が得られれば、引受先における経営改善努力の状況を初めとします福祉施設の経営状況等につきまして、本協議会において、適宜、御確認をいただきながら、適切に予算執行の管理をさせていただく。そういう形で、存続福祉施設の安定的な運営が確保されていくようにしていく。こういうことを考えております。

あと、大内委員がおっしゃった、協会とあるいは協議会と船員保険会との関係がどういうふうになるかという点でございますけれども、これにつきましては、年内、これまで締結しております社会保険庁と船員保険会との間の施設経営委託契約は、これは当然見直しをするということになります。

新たに全国健康保険協会と引受先である船員保険会などで、どういう形で契約を結ぶのか。これにつきましては、今、検討中ということで、法律的な専門家の御意見なども参考にしながら契約を締結して、1月以降に臨んでいくということを考えているということでございます。

委員長 大内委員、よろしゅうございますか。

大内委員 はい。わかりました。

委員長 ありがとうございます。そのほかいかがでございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

では、特にそのほか御意見、御質問などがないようでございますので、御提案いただき

ました、全国健康保険協会の定款及び運営規則の船員保険事業に係る部分の一部の変更と  
いうことにつきましては、原案どおり了承ということにさせていただきたいと思  
います。  
そして、この船員保険協議会としては、「特に意見なし」ということで、よろし  
うございますか。

各委員 異議なし

委員長 ありがとうございました。

それでは了承したという旨を私の方から、船員協議会として文書を協会の方  
に提出させていただきます。

それでは、事務局から今後の手続について、説明をいただきたいと思  
います。よろしく  
お願いいたします。

事務局 本日、お諮りした件につきましては、今後、12月9日水曜日に予定して  
おります運営委員会の議を経まして、厚生労働大臣に対し認可申請を行  
います。

以上でございます。

委員長 では今後の手続は、以上、御説明いただいたとおりということ  
でございます。

予定しました議題は、以上でございますけれども、何かそのほか御発  
言等ございますでしょうか。

よろしうございますか。

ありがとうございました。

それでは、きょうの船員保険協議会は、これで終了させていただ  
きたいと思

います。  
お忙しいところをどうも御出席いただき、ありがとうございました。

(了)